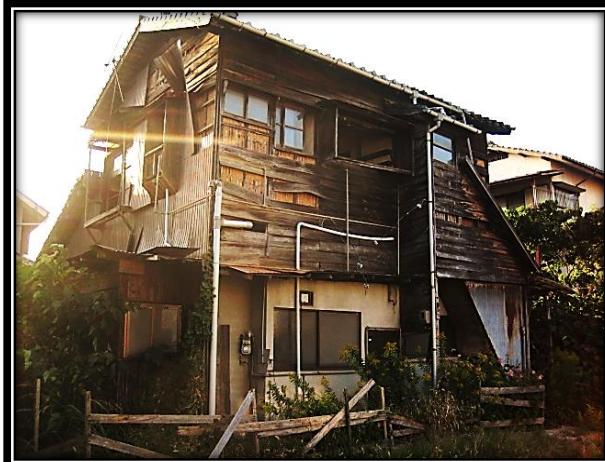


# 老朽危険空家等除却促進事業

## 事業概要

適切に管理されず老朽化した危険な空家等が、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、その空家を除却し、住環境の改善を図るため、老朽危険空家等を除却する費用の一部を助成するものです。



- はりが腐朽している
- 屋根ぶき材料に著しい剥落がある
- 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出している



### After: 老朽化した空家の除却により安全の確保

- 老朽危険空家等を除却したことにより、倒壊等の危険性を除去
- 周辺の住環境の改善

空き家を放置せず、適切に管理しましょう！

補助金の活用に際しては、予算に限りがあり、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】  
都市建設部住宅政策課  
電話番号：0942-30-9241

## □補助対象

以下の条件をすべて満たす老朽危険空家等

- 市内にある木造の建物
- 危険度判定の結果、基準を満たすもの
- 同一敷地内において使用実態がないもの
- 市内業者に工事発注予定で、契約及び着工前のもの

## □補助金額

除却費用の2分の1（上限65万円）

※当該家屋の除却以外（家財道具等の処分、樹木及び塀の撤去等）の費用は、補助の対象外となります。

## □申請者

以下のいずれかに該当する者

- ①老朽危険空家等の所有者又は相続人
- ②①から除却の同意を得た者

## □申請期間・件数

期間：令和7年4月15日（火）～令和8年1月30日（金）  
8時30分～17時15分

対象：令和8年2月27日までに工事が完了し、完了報告を提出できるもの

件数：予算の範囲内（※予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。）

## □申請方法

危険度事前判定後、申請書及び添付書類を都市建設部住宅政策課（市役所13階）まで提出  
※添付書類は、申請書裏面に記載しています。

## □補助申請の注意点と流れ

**※注意※ 以下に該当する場合は、補助金を受けることができません。**

- 交付決定前に工事契約または工事着手したもの
- 審査の結果、交付申請却下の通知を受けたもの
- 同一敷地について、過去に本補助を活用したもの
- 期日内に報告書類等を提出しなかったもの

### 【流れ】

交付申請却下の場合は、補助金の交付はありません。

